

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年9月16日（水） 21：46～22：07

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官に近藤正春を任命することについて、御決定をお願いいたします。

坂井副長官、岡田副長官、杉田副長官及び近藤法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を岡田副長官が朗読いたします。

○岡田内閣官房副長官：本日、私は、内閣総理大臣を拝命し、公明党との連立政権の下、国政の重責を担うこととなりました。

これまで、第2次安倍内閣が発足して以来、日本経済の再生、外交安全保障の再構築、全世代型社会保障制度の実現などの重要課題に取り組み、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大という経験のない事態に対処してまいりました。

いまだ感染が続き、依然として厳しい経済状況にあるこの国難にあっては、政治の空白は決して許されません。現状を乗り越え、国民の皆さんが安心できる生活を1日も早く取り戻すため、安倍政権の取組を継承し、更に前に進めてまいります。

我々が目指す社会像は「自助・共助・公助、そして絆」です。その認識の下、地方の活性化、人口減少、少子高齢化をはじめ山積する課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信しています。そのため、行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める「国民のために働く内閣」をつくり、国民の期待に応えてまいります。

国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、菅内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：新型コロナウイルス感染症や激甚化する自然災害など、かつてない難題が山積する中、「政治の空白」は決して許されない。国民の皆さんが安心できる生活を1日も早く取り戻すため、安倍政権の取組を継承し、更に前に進めていく。

我々の目指す社会像は「自助・共助・公助、そして絆」であり、その認識の下、地方の活性化、人口減少、少子高齢化をはじめ山積する課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信している。そのため、行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める「国民のために働く内閣」をつくり、国民の期待に応えていく。

1. 新型コロナウイルス感染症への対処

まず、爆発的な感染を絶対に防ぎ、国民の命と健康を守る。その上で、感染対策と社会経済活動との両立を図る。年初以来の新型コロナウイルス感染症対策の経験をいかしメリハリの利いた感染対策を行いつつ、検査体制を拡充し、必要な医療体制を確保する。来年前半までに、全国民分のワクチンの確保を目指す。

2. 雇用を確保し暮らしを守る

依然として厳しい経済状況の中で、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守るため、引き続きあらゆる対策を講じる。その中で、感染対策をしっかりと講じることを前提に、観光、飲食など新型コロナウイルス感染症によってダメージを受けた方々を支援する。まずはこの危機を乗り越えた上で、新型コロナウイルス感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。

3. 活力ある地方を創る

地方の所得を向上させ、地方の消費を活性化することは日本全体を元気にするために不可欠である。活力ある地方を創るべく、外国人観光客の誘致、農産品の輸出促進等の取組を更に進める。最低賃金の全国的な引上げを行い、観光や農業改革をはじめ、頑張る地方を全力で応援する。

4. 少子化に対処し安心の社会保障を構築

喫緊の課題である少子化に対処し、誰もが安心できる社会保障制度を構築するため改革に取り組む。そのため、不妊治療への保険適用を実現し、保育サービスの拡充により、待機児童問題を終わらせて、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。さらに、制度の不公平・非効率を是正し、次世代に制度を引き継いでいく。

5. 国益を守る外交・危機管理

我が国の安全保障環境が一層厳しくなる中、機能する日米同盟を基軸とした外交・安全保障政策を展開していく。国益を守り抜くため、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進するとともに、中国をはじめとする近隣国との安定的な関係を構築する。「戦後外交の総決算」を目指し、特に拉致問題の解決に向けた取組に引き続き全力を傾ける。

安全保障上の脅威、自然災害など、あらゆる緊急事態・危機に、迅速かつ的確に対処する。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理の指定について、内閣総理大臣から御発言がございました。

○菅内閣総理大臣：菅内閣における危機管理の徹底を図る観点から、内閣法第9条に基づき、内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときの対応として、あらかじめ順位を定めて指定している内閣総理大臣の臨時代理は第1順位、副総理をお願いしている麻生財務大臣、第2順位、加藤内閣官房長官、第3順位、茂木外務大臣、第4順位、河野行政改革担当大臣、第5順位、橋本東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣であります。各閣僚においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には、対応に万全を期すようお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、「閣議の公表等」について、申し上げます。

閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいた

だきます。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。

閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、平成26年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますよう、お願いいたします。

次に、「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること、このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること、国务大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること、等であります。なお、過去にも問題になったことがありますので、この規範を必ずお読みいただき、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」について、申し上げます。

平成24年12月26日の閣僚懇談会において申合せがなされております。その内容は、誤った政治主導を是正し、政官の役割分担を明確にすることにより、相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。各府省の具体的な対応は、各大臣の判断と指示の下に行うものであり、この申合せを必ずお読みいただき、政・官関係の適正確保に、指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。

1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。

国务大臣は、宮中において、天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等につい

て、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはあり得ないもので、何ら憲法の趣旨に反するものではありませんが、その過程において天皇陛下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国務大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。

記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んでいただきます。

また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

- 岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。第201回国会に提出し継続審査中の議案の審査取り進め方申出について、御決定をお願いいたします。本件は、前内閣が第201回国会に提出し、現在、衆議院において継続審査中の「種苗法の一部を改正する法律案」外5件の議案について、その審議を進められるよう衆・参両院議長にそれぞれ申出を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、内閣総理大臣補佐官等10名を、お手元に配布しております資料のとおり、任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務大臣麻生太郎に、国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

- 加藤国務大臣：次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。

大臣補佐官の任命は、大臣からの申出により内閣が行うこととなっております。任命に当たっては、①大臣を補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、②公益の実現のため職務を遂行し得る人材であること、③個別の政策課題に応じて、各大臣を直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、④適切な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いいたします。

また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、①大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に

対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、②大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること、等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

次に、「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議の開催について」の廃止について、申し上げます。

本日の平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行により、内閣に国際博覧会推進本部が設置されることに伴い、これまで開催しておりました「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」を廃止いたしますので、御了解をお願いいたします。

これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。

内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、新内閣においても、従来どおりの内容で継続することとし、各位の御賛同を頂き、これにつきましては、「閣僚懇談会の申合せ」といたしたいと思っております。これにより、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。また、国会議員について本年5月から歳費月額が減額が行われていることから、当該措置が行われている間、歳費減額分に相当する額を国庫に返納することとします。

懇談に移ります。御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令 和 2 年 〕
〔 9 月 16 日 〕 (水)

◎ 人 事

- 資 料
あ り
〇 近 藤 正 春 を 内 閣 法 制 局 長 官 に 任 命 す る こ と に つ い て (決 定)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
あ り
〇 内 閣 総 理 大 臣 談 話 (決 定) (内 閣 官 房)
〃 〇 基 本 方 針 (決 定) (同 上)
〃 〇 第 2 0 1 回 国 会 に 提 出 し 継 続 審 査 中 の 議 案 の 審 査 取 り 進 め 方 申 出 に つ い て (決 定) (同 上)

◎ 人 事

- 資 料
あ り
〇 沖 田 芳 樹 外 9 名 を 内 閣 危 機 管 理 監 等 に 任 命 す る こ と に つ い て (決 定)
〃 ☆ 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 に 国 際 通 貨 基 金 総 務 会 総 務 た る 日 本 政 府 代 表 等 を 命 ず る こ と に つ い て (決 定)

[〇 署 名 あり ☆ 署 名 な し]